

令和元年 6 月 17 日（月曜日）午前 10 時 0 分開議

○議長（東久保耕也君） 16 番三橋君。

（16 番 三橋和史君 登壇）

○16 番（三橋和史君） 三橋でございます。今回で 8 回目の一般質問であります。本日は初めて一括方式により質問いたします。

先立ちまして、ここは議会の場であります。自由な言論が保障されるべき場でありますから、私の発言部分について、会議録が白くならないように、念のため議長にお願いを申し上げます。

さて、1 つ目の質問として、環境部長に伺います。

世界的にプラスチックごみ、特に細粒化したマイクロプラスチックの海洋汚染が問題視され、人類の活動が多く生物に悪影響を与えている現状は、国際的にも報道で取り上げられており、これらの環境問題に対する解決はまさに待ったなしの段階にあります。

我が国政府は、世界的な環境問題としてこれを捉え、解決策の一環としてレジ袋の無償での配布を禁止する法律の制定を目指す方針を表明しているところであります。これにより、広域的な使い捨てプラスチックごみの削減については、一定の効果を期待することができるものと考えられます。

翻って、奈良市内を見ますと、奈良公園の鹿が使い捨てプラスチックごみを誤飲して死に、その胃から 4 キログラムものレジ袋などが出てきたといった事例が確認されております。類似の事例も後を絶たないことから、このような事態について、私はここに問題提起をいたす次第であります。

天然記念物でもあります奈良公園の鹿については、春日大社の神使とされ、春日大社創建の際には、鹿島神宮の祭神、武甕槌命が白い神鹿に乗って参られたと伝えられております。顧みれば、古くからこの地域の鹿は手厚く保護すべき対象とされてきました。ところが、今や奈良公園の鹿はレジ袋を誤飲して死ぬというような、ひとえに人類に帰責されるべき悪化した環境に置かれている状況にあります。

奈良公園内及びその周辺は、近隣のスーパーマーケットやコンビニエンスストアの設置のほか、ホテル建設事業なども推し進められ、外国人を含めた多くの観光客の来訪もありまして、この地域の環境は大きく変化しようとしている段階にあるものと思料いたします。既に奈良市は、各事業者へレジ袋の有料化を働きかけるなどの努力をしていますが、広域的な環境問題の観点というよりは、より保護の対象を具体的に捉え、古来より受け継がれてきた奈良公園の鹿の命を守り、世界に誇るべき奈良公園の自然を守るという観点から、その目的を達成するための実効的な施策の必要性を認識するところであります。

地域外から持ち込まれるプラスチックごみも一定の割合で存在することは承知しておりますが、この点を考慮いたしましても、現実に鹿に悪影響を与えているレジ袋などは、周辺の小売店舗で入手されたものである場合が圧倒的に多いという状況にあります。これに鑑み、私は古来より受け継がれてきた奈良公園の鹿の命を守り、世界に誇るべき奈良公園の自然を保護するため、奈良公園内及びその周辺地域においては、レジ袋についてその無償配布の禁止による排出抑制にとど

まらず、有料の場合も含めて配布自体を禁止すべき必要性を訴えるものであります。

このような対策について、鹿の生息地である奈良公園の存する基礎的自治体として、この地域におけるレジ袋の配布を規制する条例制定を視野に入れて検討すべきものと考えますが、奈良市としての認識について、環境部長の答弁を求めます。

次に、総務部長に伺います。

仲川市長による市政運営に対しましては、多くの市民が不信感を抱いているところであります。整備計画に万全を期するよう指摘され続けてきた新斎苑整備事業の遅延及び議会への不適切な説明姿勢と違法の疑義のある事務執行を始めとして、クリーンセンター移転建てかえの課題の先送り、公立保育所等における違法な定員抑制問題、市役所耐震化問題を地震により倒壊または崩壊する危険性が高いことを認識してから20年以上もの期間にわたり事実上放置してきたこと、あやめ池遊園地跡の奈良市あやめ池北一丁目地内の土地に関する奈良市による購入、そして売却という一連のずさんで無計画な転売については、市長の判断の誤りないし能力の不足に起因する失策であることは明白であり、多くの市民が反発の声を上げ、市政に対する強い不信感をあらわにしているところであります。

特に、このあやめ池の土地の転売問題については、半年近く前にも私は総務委員会で取り上げ、西谷副市長は検討すると述べ、その後も市長による地域住民への説明会の開催を約束したにもかかわらず、いまだにこの約束を果たしていないことが発覚しております。これ以上、市民とのこの約束に背くことなく、そして問題を先送りにすることなく、逃げ回らず、説明会の早期の実施を厳しく求めるものであります。一体いつまでに説明会を開催するのか、その月日を明確に示すよう、所管する総務部長の答弁を求めます。

次に、幹部職員の職務姿勢につきまして、全部長に伺います。

右に摘示したように、極めて不適切な施策が散見されるわけでありますけれども、特に幹部職員らは果たして必要な意見を上司である市長らに上げているのかと疑問に思うわけであります。特に耐震化が完了するまでの期間、地震で倒壊または崩壊する危険性が高い水準をさらに著しく下回る市役所のこの建物に、市長及び両副市長、そして危機管理監や消防局長など、高順位の職務代理者が一堂に会している状況を作成している運用を是正することについては、再三にわたって私からも指摘してまいりましたが、自衛隊出身で防災について高度な知見をお持ちの危機管理監であれば、既にこの点を上申されているはずであろうと思います。それにもかかわらず、漫然と現状の運用が放置されているのは、その上司がかたくなにこの意見を採用しないのか、それとも上申さえしていないのか、いずれにしても、是正に結びついていない現状に問題があることは明らかであります。

一般的に市長の職には、選挙で選ばれた人物が置かれますけれども、これは行政の素人が市長に就任する場合も想定されるのでありまして、たとえその場合であっても、行政事務に支障の生じないように、それを補佐する機関として一般職の職員が多数配置されているわけであります。通常の市役所であれば、たとえ市長に能力がなくても、最低限の水準を維持した行政が継続される体制になっているわけでありますけれども、私が見るに、現在の奈良市役所は、そのようにはなっていないと言わなければならない状態であります。

そこで、以下の3点についてお尋ねします。

1つ目は、一般職である幹部職員から市長らに対して、時期におくれることなく必要な意見を、市長らはこれに真摯に耳を傾けるという風通しのよい環境はあるか。

2つ目は、公務員としての矜持を持って上司に意見を述べた職員が、人事上の不利益を恐れざるを得ないような環境にないか。

3つ目は、上司から違法、不当な指示があった場合は、それに従わざるを得ない環境にないか。これらについて、全ての部長に伺います。

私は、県庁職員であった時代に、奈良市月ヶ瀬地内の土砂の違法な大量掘削の事件や、生駒市西松ヶ丘地内における住宅地に隣接する違法盛り土の斜面の崩壊の危険が確認されていた事件について、県民の生命を守るため、その是正措置の実現のために強く上申を繰り返してきたところ、異例な時期に出先機関へ左遷されました。しかしながら、いずれの事案についても、正義はいずれにあるかは明らかであり、後に報道機関や市民は行政の怠慢を著しく追及することになり、ついには問題を解決させることができたわけであります。

左遷覚悟で職務に当たり、選挙に立候補して議員になればとまでは申し上げませんが、やはり上司の指示に盲目的に従うだけの幹部職員であってはならないと、私は思います。市長のほうを向いて仕事をする前に、まず市民を見て職務に当たっていただきたいと強く求めるものであります。

全部長による答弁は時間を要しますから、この点は総合政策部長が代表してお答えください。以上であります。

○議長（東久保耕也君） 環境部長。

（環境部長 奥田晴久君 登壇）

○環境部長（奥田晴久君） 三橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

奈良公園内及びその周辺地域におけるレジ袋配布禁止についての御質問です。

議員御指摘のとおり、国においても、来年4月以降にレジ袋の有料化に向けた法律制定の動きもあり、海洋汚染や河川の汚染等の広域的な環境問題に対し、有料化は一定の効果を期待することのできるものであると考えております。

また、本市におきましても、スーパーマーケットにおけるレジ袋については、事業者会議を開催し、無料配布ではなく有料化を働きかけるなど、積極的にこれまでレジ袋の削減に向けた施策を行ってきたところです。その効果もあり、自主的な取り組みとしてのレジ袋の有料化については、御協力いただける事業者も拡大してきたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、奈良公園内の鹿のレジ袋の誤飲の事故に焦点を当てて捉えた場合には、従来からも啓発キャンペーンも実施してきたものの、これらの努力にもかかわらず、鹿がレジ袋を誤飲して死ぬという痛ましい事例が後を絶たない状況にあることも認識しております。

また、近隣自治体の最近の動きとして、京都府亀岡市がレジ袋の配布そのものを禁止する条例の制定を目指しているということも承知しております。

本市といたしましては、そうした自治体の取り組みも参考に、どのような方策が奈良公園の鹿の生命の保護及び奈良公園内の環境の保護に資するのかを検討する中で、議員御提案の条例化についても必要性、有効性等も調査研究し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（東久保耕也君） 総務部長。

（総務部長 吉村啓信君 登壇）

○総務部長（吉村啓信君） 三橋議員の御質問にお答えいたします。

あやめ池北一丁目元市有地の売却に係ります地域住民向け説明会についてでございますが、こちらは現在開催できていない状況でございます。この説明会につきましては、近日中の開催に向けて関係者と調整中でございます。

○議長（東久保耕也君） 総合政策部長。

（総合政策部長 染谷禎章君 登壇）

○総合政策部長（染谷禎章君） 三橋議員の御質問にお答えをいたします。

3点質問をいただきました。

まず、必要な意見を言えるような風通しのいい雰囲気化市役所にはあるのかということですが、その雰囲気をつくるためにも、市長、副市長を交えた政策方針調整会議というのをしています、その中では、自由闊達に意見を交換できていると思っております。

2点目の、意見を言ったときに、人事上、不利益な処分を受けるようなことを感じているのかということですが、そういう意見を言ったことで不利益なことになるというようなことは、感じたことはありません。

3点目ですが、違法な命令に従うのかということだったと思うんですが、我々職員は、地方公務員法第32条で、職員が職務を遂行するに当たっては、法令、条例、規則などに従い、かつ上司の命令に従わなければならないとされています。要は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が課せられています。したがって、命じられた職務命令が明らかに重大かつ明白な瑕疵があるといったような職務命令であると、これは従う義務がないというだけではなく、従ってはならないものであると思っております。

一方で、この職務命令に明らかな瑕疵があるとは言えないような場合は、やはり一旦は職務命令として受けとめて、その命令に従う義務があると考えております。

しかしながら、現実的には、命令に瑕疵があるかどうかの判断というのは非常に難しいと思いますので、我々職員は日ごろから法務能力を高めていく必要があるんだろうなと、そういうふうに考えております。

以上です。